

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2024年1月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運営管理機関の行為準則」です。

第24講 「運営管理機関の行為準則①」

(確定拠出年金法第99条 ほか)

「運営管理機関の行為準則」とは、確定拠出年金の運営管理業務の委託を受けるにあたり、運営管理機関が規範として習うべきルールのことです。

運営管理機関の行為準則に関する規定としては、確定拠出年金法第99条（確定拠出年金運営管理機関の行為準則）があり、この他に確定拠出年金法第100条（禁止行為）、法令解釈第9（行為準則及び業務管理態勢に関する事項）などがあります。事業主の行為準則（第23講参照）と共通する点もありますが、運営管理機関は厚生労働大臣と内閣総理大臣の双方により監督されること（確定拠出年金法第104条）、記録関連業務（個人情報の記録、保存、通知）や、運用関連業務（運用商品の選定、提示、情報提供）などを行うこと（確定拠出年金法第2条）をふまえた内容となっています。

第24講では、確定拠出年金法第99条（確定拠出年金運営管理機関の行為準則）を中心に説明します。まず、条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第99条（確定拠出年金運営管理機関の行為準則）

第1項 確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

第2項 確定拠出年金運営管理機関は、第7条第1項若しくは第60条第1項の規定による委託又は第7条第2項若しくは第60条第3項の規定による再委託を受けた企業型年金又は個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

確定拠出年金法第99条は、運営管理機関の行為準則に関する規定で、行為準則の内容が、「忠実義務」（第1項）、個人情報保護義務（第2項）に分けて定められています。なお、事業主の行為準則では、「禁止行為」も同じ条の第3項、第4項に分けて定められていましたが、運営管理機関の行為準則では、禁止行為は第100条に分けて定められています（第25講参照）。

第1項の「忠実義務」とは、忠実に運営管理業務を遂行する義務のことです。運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分、運営管理契約を遵守し、加入者等のために誠実に業務を遂行する義務を負います。

事業主の行為準則で「厚生労働大臣の処分」となっているところが、運営管理機関の行為準則では「主務大臣の処分」となっている点が異なります。なお、主務大臣とは、厚生労働大臣と内閣総理大臣のことです（確定拠出年金法第114条）。また、事業主の行為準則で「企業型年金規約」となっているところが「運営管理契約」となっている点も異なります。この点、運営管理機関にとって運営管理契約の相手方は事業主又は国民年金基金連合会ですが、忠実義

務では、契約の相手方ではなく、加入者等のために業務を遂行することが義務づけられています。

具体的な留意点は法令解釈第9.2(1)に記載されており、事業主の行為準則と異なる事項としては、主に以下の事項が挙げられます。

- ① 運用商品の選定、提示、情報提供をする際は、もっぱら加入者等の利益のみを考え、手数料も考慮した加入者等の利益が最大となるように、資産の運用の専門家として、社会通念上要求される程度の注意を払いながら行うこと。
なお、手数料を含めた加入者等の利益の最大化は、制度発足時のみならず、定期的に見直しを行うこと。
- ② 加入者掛金拠出（マッチング拠出）を導入している企業型年金実施事業所の加入者に、加入者掛金拠出をした場合の年金額等への効果を行うこと。

このほか、事業主の行為準則と概ね共通する事項としては、「株式の提示は忠実義務に照らし妥当な場合に限られ、提示に際しては倒産リスクに関する十分な情報を加入者に提供すること」、「加入者等からの照会、苦情に対して、誠実、迅速な対応をすること」、「運営管理業務の一部を再委託する場合は、選定基準を適切に定め、年1回以上業務の実施状況等について定期的に報告を受け、必要に応じ是正、改善を申し入れ、事業主、国民年金基金連合会に報告すること」などがあります。

第2項の「個人情報保護義務」とは、個人情報の保管や使用に関する制約などに関する義務です。運営管理機関は、個人情報の保管、使用にあたっては、企業型年金または個人型年金の実施に係る業務の遂行に必要な範囲で保管・使用しなければなりません。ただし、本人の同意がある場合、その他の正当な事由がある場合には、業務の遂行に必要な範囲を超える保管、使用が認められます。

条文上は事業主の個人情報保護義務と同様ですが、運営管理機関は加入者等の個人別管理資産等の情報を保管しており、これらの情報を事業主等に提供する立場にあります。

そのため、法令解釈第9.2(2)では、その他の正当な事由として、以下の2つが定められています。

- ① 法令の規定に基づき、裁判所、税務署等から個人情報提出命令等があった場合
- ② 事業主からの依頼に基づき、当該事業主の企業型年金の実施に係る業務の遂行に必要な範囲内において、加入者等の個人情報を提供する場合。これは、第23講でみたように、加入者資格を喪失した者に対して、脱退一時金の受給要件の判定に必要な範囲で個人別管理資産に関する情報を活用する場合などに限定されます。

なお、運営管理機関が保管している情報のうち、個人を識別できない情報は個人情報保護義務の対象となりません。確定拠出年金Q&A（厚生労働省）No.257では、個人が特定されていない統計的なデータについては、事業主が投資教育を実施するにあたり、本人の同意を得ずに提供することが可能とされています。これに対し、個人別管理資産の額や資産配分等の情報については、本人の同意を得ずに提供することは認められません。

また、「個人情報保護法」「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」などが適用される点は、事業主の個人情報保護義務と同様です。

今回は、「運営管理機関の行為準則②」です。

※記載内容は2024年1月1日現在の法令に基づくものです。